

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和4年  
5月20日  
(金曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課) ……一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課) ……二

○選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正 ……五

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正 ……五



## 山口県告示第三百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年五月二十日から同年六月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和四年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東洋紡株式会社

住 所 大阪市北区堂島浜二丁目二番八号

二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東洋紡株式会社岩国事業所  
所在地 岩国市灘町一番一号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 (t/日)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔 時 日 当 た の 使 用 間 隔	
三三ーイ	一五・二	令 和 四、 九、一	令 和 六、 二、一	令 和 六、 四、一	連 続 二 四 時 間	変 動 な し

備考 「三三ーイ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 量		汚 染 状 態 の 値	
	通 常	最 大	通 常	最 大
三三ーイ	五・六	六・五	九〇,〇〇〇	九二,〇〇〇
			五	一〇
			一〇〇	二〇〇
			〇・一	〇・一
			〇・一	〇・一
			二	三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3$ /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
排水 処理 施設	製 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	二二五、二〇〇	沈 殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 量		汚 染 状 態 の 値	
		通 常	最 大	通 常	最 大
排水 処理 施設	処理 前	六・七	七・三	二四・三	三四・四
	処理 後	〃	〃	二四・三	三四・四
				二二・二	二八・七
				〇・七	〇・七
				一・四	一・五
				〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 量		汚 染 状 態 の 値	
		通 常	最 大	通 常	最 大
七	六・七	八・五	六・五	四	五
				〃	〃
				〇・二	〇・二
				〇・一	〇・一
				〇・一	〇・一
				八、八八一	一〇、七四九
				一五四、一〇六	一九九、二三八

山口県告示第百三十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年五月二十日から同年六月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和四年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 東洋紡株式会社  
 住 所 大阪市北区堂島浜二丁目二番八号
  - 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 東洋紡株式会社岩国事業所  
 所在地 岩国市灘町一番一号
  - 三 特定施設の種類  
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十一号の化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設
  - 四 変更しようとする事項の内容  
 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項目		能 力 (km <sup>3</sup> /時)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	造 使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 の 方 法 間 隔 時 間 一 日 当 た り の 使 用 時 間 概 要	季 節 的 な 変 動 の 概 要
	変更後	変更前						
二一ーイ (二基)	変更後	変更前	二、六〇〇	(既)	(既)	(設)	連 続 二 四 時 間	し 変 動 な 概 要
	変更後	変更前	一、三〇〇					
二一ーイ	変更後	変更前	二、六〇〇	(既)	(既)	(設)	〃	〃
	変更後	変更前	一、三〇〇					

備考 「二一ーイ」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第二十一号の化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設をいう。

種 類	排水処理施設				活性汚泥処理施設				項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	処理後		処理前		処理後		処理前		通	常		
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前				
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六・七	通	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七・三	常	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	二・三・一	〃	二・四・三	一・八・九・五	一・九・七・五	二・〇・五・六	六・三・二・九	通	浮遊物質質量 ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	三・〇・二	〃	三・四・四	一・九・九・八	二・〇・五・六	六・七・三・四	六・八・一・九	常	窒素 ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	九・七・五	〃	〃	通	亜油類 ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	二・〇	〃	二・五	〃	九・八・〇	〃	一・〇	常	窒素 ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	検出せず	大	リン ( $mg/l$ )	〃	〃
	二・二・二	二・二・六	二・二・二	二・三・五	二・三・七	二・三・六	一・五・六・九	一・五・八・四	通	窒素 ( $mg/l$ )	〃	〃
	二・八・七	二・九・二	二・八・七	三・三	二・三・二	二・三・一	一・六・二・七	一・六・四・五	常	リン ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	〃	〃	〇・七	〇・二	〇・一	〇・二	〇・一	大	リン ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	一・四	一・五	一・四	〇・三	〇・一	〇・三	〇・一	通	リン ( $mg/l$ )	〃	〃
	九〇、九八一	九二、〇八二	九〇、九八一	九二、〇八二	八七〇	八三四	八七〇	八三四	常	汚水等の一日当たりの量 ( $m^3$ )	二、一九〇	二、四〇八
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大		〃	〃

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	二一イ		二一イ (二基)		項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	変更後		変更前		通	常		
	変更後	変更前	変更後	変更前				
	〃	〃	〃	七	〃	〃		
	〃	〃	〃	七・三	通	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃
	〃	七・五・五	〃	七・一・六	常	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	九・七・六	〃	九・二	大	浮遊物質質量 ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	〃	〃	五	通	窒素 ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	〃	〃	一・〇	常	窒素 ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	〃	〃	一・五〇	大	リン ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	〃	〃	二・〇〇	通	リン ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	〃	〃	検出せず	常	リン ( $mg/l$ )	〃	〃
	〃	〃	〃	検出せず	大	リン ( $mg/l$ )	〃	〃
	二、一九〇	一、〇九五	四、四〇八	二、二〇四	通	汚水等の一日当たりの量 ( $m^3$ )	二、一九〇	二、四〇八
	〃	〃	〃	〃	大		〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量



令和四年五月二十日  
発行

発行人  
所

山口県知事  
庁